



樞行審第38号

令和7年12月1日

樞原市長 亀田 忠彦 様

樞原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

樞原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月2日付け樞総第9467号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和6年8月15日付けの審査請求人に対する樞市窓第12158号の2第三者情報公開意見聴取結果通知書に関する処分についての審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの樞原市長（以下、審査庁としての樞原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和6年7月2日、請求外第三者（以下「情報公開請求人」という。）が処分庁に対して「令和6年4月19日に公告をされました『樞原市市民課窓口等業務委託』公募型プロポーザル方式における最優秀選定者の提案書」の行政文書公開請求を行った。
- 2 令和6年8月7日、処分庁は、審査請求人が提出した提案書が対象文書となったことに基づき、審査請求人に対して第三者情報公開意見聴取通知書を送付し、回答を求めた。
- 3 令和6年8月13日、審査請求人から、審査請求人が指定する部分以外は公開しないことを希望するとの第三者情報公開意見申出書による回答が届いた。
- 4 令和6年8月15日、処分庁は、処分庁が示した公開案のとおり部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、第三者情報公開意見聴取結果通知書により審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、審査庁に対し、本件処分は不服であるとして、令和6年8月29日付け審査請求書により、処分庁の決定の取消しを求めて、審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。なお、審査請求人は同日、本件処分の執行停止を求め、審査庁は、同日、本件処分の執行停止を行った。（以下同文書につき処分庁が部分開示決定を行った部分のうち、審査請求人がその開示を求めるない部分を「不同意公開部分」という。）
- 6 処分庁は、審査庁に対し、令和6年9月18日付け弁明書を提出した。
- 7 審査請求人は、審査庁に対し、令和6年10月11日付け反論書を提出した
- 8 審査請求人は、令和7年1月10日、口頭意見陳述を行った。
- 9 審査請求人は、審査庁に対し、令和7年2月7日付け再反論書を提出した。
- 10 令和7年6月18日、審査庁は、審理手続を終結し、審査請求人に通知した。

1 1 令和7年7月2日、審査庁は、樋原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、樋原市情報公開条例（平成10年樋原市条例第15号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、裁決に関する諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人の主張

(1) 情報公開請求人が審査請求人の競合他社である場合には、その開示請求の適格性を欠く。

(2) 不同意公開部分には、以下の①②③のカテゴリにそれぞれ該当する部分があるから、これらは、「公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」といえるため、非開示事由に当たる。

①デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

不同意公開部分のうち当該部分については、長年の実績と経験をもとに「見せ方」の研鑽を積んできた審査請求人がデザイン、レイアウト、タイトルの付け方について他社よりもアピールが強く表現できるかについて腐心した結果の賜物であり秘匿性が高いものであるから、これが開示されると審査請求人の正当な利益を害する。

②同種類似業務の実績等の情報が記載されている部分

不同意公開部分のうち公的業務実績についてはすべてが公開されているとは限られないし、審査請求人の業務委託実績を把握するためには多大な労力を有するうえ、同情報からは審査請求人の事業拡大計画及び市場戦略が明らかとなるので、これが開示されると審査請求人の正当な利益を害する。

③具体的な取り組み事例が記載されている部分

不同意公開部分のうち当該部分については審査請求人が長年に渡る業務実施によって蓄積して得られた独自の知見に基づく情報であるから、これが開示されると審査請求人の正当な利益を害する。

(3) 開示請求が権利の濫用であること

競合他社の提案内容から営業秘密を知ろうとする目的での開示請求権の行使は権利の濫用にあたる。

(4) 不正競争防止法違反

- ア 情報開示請求人が不同意公開部分を使用してあたかも審査請求人になりますまし審査請求人かの如くふるまうことは不正競争防止法2条1項20号の「誤認惹起行為」にあたる。
- イ 檜原市が不同意開示部分を維持することは同法2条1項5号の「その取得した営業秘密を開示する行為」にあたる。

2 処分庁の主張

- (1) 檜原市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条は「何人も」行政文書の公開を請求することができると定められているから、その属性により適格を欠くことはない。このことは情報公開請求人が競合他社であるとしても変わらない。
- (2) 本件公開部分は、法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある（条例第6条第1項第3号ア）ものに当たらない。
 - ア ①デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分
独自の視点、文章、図表及び写真を組み合わせて表現している特別の表現があるとは認められない。
 - イ ②同種類似業務の実績等の情報が記載されている部分
不同意公開部分についてはいずれも他の自治体などが公共的な団体に関する実績等である。
 - ウ ③具体的な取り組み事例が記載されている部分
前記「檜原市市民窓口課窓口等業務委託仕様書」に記載された業務をどのように実行していくかを記述したものであり、不同意公開部分は、基本的な方針や方向性、あり方などを記述しているものである。
なお、具体的な方法や手段、事務手順等が記載されているものについては非公開としている。
 - エ 上記①②③について審査請求人は審査請求人が「多大な損失を被るおそれがある」と主張するが客観的具体的ではない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

請求人の本件審査請求は、棄却すべきであるとの答申を求める。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

1 開示請求の対象者に限定があるか

条例第5条は「何人も」行政文書の公開を請求することができると定めておりその属性により適格を欠くことはないから、請求人の主張は独自の見解をいうものであり採用できない。

2 非公開とすべき法人等に関する情報に該当するか

(1) 条例第6条第1項第3号は、法人等の権利利益を保護するため、法人その他の団体に関する情報であって、同号ア及びイに該当するものを非公開情報とし（同号ただし書に該当する情報を除く。）、同号アは、「公開することにより、当該法人等…の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

そして、同号アにいう「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「財産権その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利、ノウハウ、信用等を広く含むが、同号アに該当するためには、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である。なお、審査請求人は、これまでに公開されている情報であるのか否か容易に取得できる情報であるか否かを中心として、当該情報が非開示情報であるか否か主張を展開しているようであるが、そのような事情だけでは非開示情報たり得ない。

(2) そこで、本件について検討すると、

ア ①デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

審査請求人の主張は具体性を欠くうえ、その点を踏まえたとしても、不同意公開部分について、独自の視点、文章、図表及び写真を組み合わせて表現している特別の表現があるとは認められず審査請求人の正当な利益を害するとは認められない。

イ ②同種類似業務の実績等の情報が記載されている部分

審査請求人の主張から具体的にどのような情報を審査請求人の事業拡大計画及び市場戦略が明らかとなるか不分明であるが、仮にその点を措くとして、審査請求人の事業方針の方向性を把握することができるとしても、どの点に重点を置いて、どのような経営方針で経営がされているかを知るためにには不十分でありそれが容易に判明するとはいがたく審査請求人の正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

ウ ③具体的な取り組み事例が記載されている部分

審査請求人の主張から具体的にどのように審査請求人の正当な利益が害されるのか不分明であるが、その点を踏まえても不同意公開部分は、公募型プロポーザル「窓口課窓口等業務委託仕様書」に記載された業務をどのように実行していくかを記述したものであり、審査請求人の正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

エ あわせて、そもそも本件プロポーザルの実施において、その実施要領中には7その他必要な事項として、「企画提案書等の提出書類は権原市情報公開条例第9条に基づく公開請求があった場合は、原則として公開する。」との記載がされ、審査請求人を含む同プロポーザルの応募者らは、そのことを理解して本件情報公開請求の対象となる文書を提出している。したがって、不同意公開部分を公開することで審査請求人の正当な利益を害するとは認められない。また、上記①から③の情報がいわゆる競合他社によって利用され、それが模倣されることを具体的に裏付けることをうかがわせる特別の事情も認められない。

(3) なお、審査請求人は、厚生労働省が定める「情報公開法開示・不開示マニュアル」中に非開示資料の例として、「提案公募事業にかかる応募一覧、提案書等」との記載があることを根拠として非開示を求めるようである。

しかしながら、かかる記載の基礎となった答申（平成16年度（行情）答申第17号）は、①将来的に有望と見込まれる技術トレンドや市場性を見通して民間企業などが保有する一般に公表されていない先進的な技術シーズや事業アイデアを提供してもらうことを目的として実施された先端技術分野の研究開発に係る提案公募事業であること、②応募する企業側としても、そのような提案公募事業の趣旨を

踏まえて、公にされていない新規性・先進性・将来性・独創性のある事業を提案しているものと考えられていること、かつ、③公募の実施に際して、当該箇所を公にしないとの前提で提案書の提出がなされていること、を前提とした判断であるから、本件と事案が異なるためこれまでの判断を左右しない。

3 その他

(1) 不正競争防止法違反をいう点

審査請求人は、不正競争防止法違反を主張しているようではあるが、その主体は必ずしも明らかでない。そもそも、営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」（同法2条6項）であるところ、「秘密として管理されている」（秘密管理性）といえるためには、当該情報にアクセスした者において当該情報がその保有者の秘密情報であると認識し得るようにされていること及び当該情報にアクセスできる者が制限されていることが必要である。

権原市は、本件不同意公開部分を不正に取得したものではないから、権原市の行為は不正競争防止法違反に当たらない。また、本件不同意公開部分が秘密に当たらないことは明らかであるから、情報公開請求人の行為もまた不正競争防止法違反にあたらないし、同法2条1項20号に定める誤認惹起行為がすでに行われているとも認められない。

いずれにしても、審査請求人のいう不正競争防止法違反をいう点については、独自の見解をいうものであって、失当であると言わざるをえない。

(2) 権利の濫用その他をいう点

ア 本件の情報公開請求の目的についてそもそも不分明であるが、その点を措くとしても、条例には、そもそも情報開示請求によって取得された情報の使用、ひいては、その前提となる情報開示請求の目的を制限する規定は設けられておらず、また、前述のとおり市民だけではなく、すべての人（自然人に限られない。）に公開請求権を与えている。

そうすると、仮に情報公開請求が営利目的であったとしても、そのことだけを理由として情報公開請求が認められなくなるとはいはず、その他、情報公開

請求人の権利の濫用を基礎づける事実は認められないから、審査請求人の主張は認められない。

イ また、審査請求人は、審査請求人の今後の提案書作成に与える萎縮的効果について主張しているようであるが、このことと本件審査請求との関連性は明らかでなく採用できない。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申にかかる当審査会の審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、「樺原市市民窓口課窓口等業務委託公募型プロポーザルにおいて最優秀選定者が提出した企画提案書」である。本件は樺原市の市民窓口課窓口についての業務委託であり、公益性が高いことから、市民に対する説明責任を果たすために委託業者の選定過程の透明性確保が必要であると解される。樺原市では、そのことを明確にするため、あらかじめ実施要領において「企画提案書等の提出書類は、樺原市情報公開条例第9条に基づく公開請求があった場合は、原則として公開する。ただし、同条例第6条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができる。」と明示してい

る。当審査会は、本件対象文書を見分した結果を踏まえて、審査請求人が非公開を主張する情報について、条例に規定する非公開情報に該当するか否かについて検討することとする。

条例第6条第1項第3号本文及び同号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開とできる旨を規定するものである。

そこで、本件対象文書の内容のうち、審査請求人が主張している下記3点について、当審査会で見分したところ、

(1) デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

不同意公開部分は窓口運営に応募しようとする者であれば誰もが考え得るような一般的なデザイン、レイアウトであり、委託業者に対して当然期待される水準を満たすものであるに過ぎない。その表現方法は特別に保護すべきノウハウを含むものではなく、当該部分を公にしたとしても、審査請求人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると一般的に認めるには困難がある。

(2) 同種類似業務の実績等の情報が記載されている部分

審査請求人は不同意公開部分のうち公的業務実績が非公開の情報であるがゆえに当該部分が非開示情報に該当する旨を主張しているが、当該部分が法人のノウハウに当たるか否かにより判断されなければならない。不同意公開部分から審査請求人の事業拡大計画及び市場戦略の中身を読み取ることは極めて困難であることから、これを公にしたとしても、審査請求人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると一般的に認めるには困難がある。

(3) 具体的な取り組み事例が記載されている部分

不同意公開部分に記載されている情報は、いずれも窓口業務において一般的に用いられる方針・手法を記載したものであり、プロポーザルで選定された委託業者がどのような提案を行い、どのように業務を履行するのか、樫原市が市民に対して説明責任を果たすことが求められる内容である。当該部分を公にしたとしても、審査請求人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると一般的に認めるには

困難がある。また、処分庁は社内の体制や具体的な方法・手段など、秘匿性の高い情報や特別なノウハウに当たる部分は非公開にしている。

審査請求人は、上記（1）～（3）の部分が開示されると審査請求人の正当な利益を害すると主張するが、抽象的なおそれを述べるにとどまっており、具体的な不利益については立証していない。以上のことから、当該情報は条例第6条第1項第3号の非公開とすべき法人の事業に関する情報に該当しないから、公開すべきである。よって、審査庁の諮問にかかる判断に誤りはない。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり調査審議を行った。

①	令和7年7月2日	審査庁から諮問書を受理
②	令和7年7月24日	審査庁から追加提出の諮問資料を收受
③	令和7年8月26日	経過説明・論点整理
④	令和7年9月24日	口頭意見陳述の実施・調査審議
⑤	令和7年12月1日	調査審議

令和7年12月1日

樞原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 福井 麻起子

委員 小関 康平